

大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業
（学校施設環境改善交付金）

1. 趣旨

児童・生徒及び教職員等が使用する全ての部屋（理科室等の特別教室や屋内運動場、学校給食施設を含む）を対象とし、その空調（冷暖房設備）の設置に要する経費の一部に国庫補助を行う。

2. 算定割合

1／3※

（財政力指数1.00超の地方公共団体 2／7）

※屋内運動場に空調を新設する場合は算定割合1／2（令和7年度まで）

対象工事費 下限額 400万円

上限額 7,000万円

3. 対象校

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園

4. 工事内容

空調（冷暖房設備）の設置（工事を伴う新設・更新）に要する経費及びその関連工事。

※ただし、資産が形成されないリース契約による空調設置は対象外

※屋内運動場への空調設置については、当該建物に断熱性があることを要件とする。なお、断熱性の無い屋内運動場について、空調設置と併せて断熱性確保のための工事を実施する場合の経費についても補助対象とする